

BTMU CHINA WEEKLY

トピックス: 全人代への評価～金融・経済から見た企業所得税法と物件法の意義～

3月16日、中国の第10期全国人民代表大会第5回会議(以下、全人代)が閉幕した。今回の全人代を特色付けるものは“法”整備の進展であろう。また、この全人代に先立つ常務委員会委員長会議では「2007年の立法計画」が採決されており、これによれば本年度には20件の立法草案の制・改定があり、うち10～15件が採択される予定で(下表参照)、本年は中国にとって法整備が進む1年となりそうだ。

さて、今般の全人代で採択されたのは企業所得税法と物件法である。両法は、いずれも外資系企業の中国での活動に与える影響が大きいものだ。企業所得税法については週報 EXPERT VIEW で NERA Economic Consulting の鈴木中国総代表に会計・税務の立場から連載を頂き、物件法についても BTMU 中国月報で法務専門家の寄稿を予定しているが、ここでは、経済・金融的な側面からみた両法の影響について触れてみたい。

まず、企業所得税法である。国内企業、海外企業の税制を25%に統一し、外資優遇を削減することは昨今の中国の投資環境の変化(人件費の上昇、環境規制の強化)とともに中国への外資企業の投資を抑制するものとなろう。溢れ返る外貨準備にバブルの萌芽を見る金融当局にとっては好ましいことかも知れないが、外資誘致を主要ミッションとし、引き続き安定的な外資の参入が必要と考えている商務部にとっては懸念が残るであろう。また、外資優遇を狙い、一部の中国資金が香港やオフショアセンターを経由し外資として投資する所謂“迂回投資”の動向も気にかかる。こうした『偽外資』は投資全体の1/3に及ぶとの商務部研究員のコメントもあり、中国を巡る資金の流れに“表面的”には大きな変化が生じる可能性がある。

次は、物件法である。中国における物件法成立の意義については、欧米メディアの採り上げが特に大きい。例えばThe Economist, March 10th 16th は、『中国の次なる革命』とのタイトルで表紙を飾り、その特集記事で“新しい所有権法は中国の経済改革の中心にある思想的な対立を明確にする”としている。改革開放の進展の中、経済的な要請に基づいて1993年に着手された物件法草案であるが、これを巡る意見の対立は大きく調整には時間を要し、2002年の全人代以来7回の審議を経て漸く今回の提出となった経緯にある。この調整の難しさは、所有権の確立が、不平等が所有権から生じると考え私有財産の廃止を目的としてきた共産主義の本義に反するものであるからであろう。実際、直前まで市場派と保守層(左派)の微妙な調整が繰り返えされたと見られ、物件法に触れた中国の人気経済雑誌が記事の差し替えを命じられたことも報道されている。

さて、評価である。The Economist誌は、反対を押して物件法を採択した党の決断は経済改革と法治の勝利を示す象徴的なものであるとしている。一方で、都市部の中間層は資産をその一人っ子に残すことができるが、農村における集団所有地の所有権の帰属が明確でない点が課題として残るとして、更なる改革の必要性を述べている。また、一部では、ここでの国有資産の所有権明確化は、これを篡奪する腐敗摘発を狙ったもので、今後、これを利用した政争が激化するとの見方もある。しかし、外資系企業としては以下に注目すべきではないか。Financial Times, March 9th は、新法は銀行等の不動産担保融資や不動産市場に安全性を供与するとし、所有者の権利を明確にする新法は非常に有意義で商業銀行にとってこれほど重要なものはないとの中国招商銀行頭取のコメントを引用している。所有権確立とこれに伴う取引の自由は市場メカニズムの基本インフラであり、道路、電気などのインフラ以上に重要といえる。今後の一層の法整備進展に期待したい。

< 2007年全人代常務委員会の立法計画 >

○ 第十回全人代第5次会議にて審議される法案：2件

物権法、企業所得税法

○ 2007年継続審議法案：5件

労働契約法、突発事件応対法、行政強制法、独占禁止法、麻薬取締法

○ 2007年各回の常委会会議における初回審議法案：13件

2月 【制定項目】就職促進法、4月 【制定項目】労働人事爭議仲裁法、都市農村計画法

6月 【改正項目】省エネルギー法、弁護士法、民事訴訟法

8月 【制定項目】循環経済法と刑法修正案(七) 【改正項目】科学技術進歩法

10月 【制定項目】違法行為是正法 【改正項目】刑事訴訟法

12月 【制定項目】社会保険法 【改正項目】食品衛生法

(出所)三菱東京UFJ銀行 上海支店

CHINA WEEKLY DIGEST

1. 経済

● 2月の主要経済指標の動き

固定資産投資:

1-2月の都市固定資産投資は前年同期比 23.4%増の 6,535 億円となった。うち不動産開発投資が同 24.3%増と引き続き高い伸びを示している。

消費者物価指数(CPI):

2月のCPIは前年同期比 2.7%増と前月の 2.2%から 0.5 ポイント上昇した。うち、都市部では前年同期比(以下同)2.5%、農村部では 3.2%の増加となった。食料品価格が1月の 5.0%に続き 6.0%増と高水準で推移する一方、非食料品価格は 1.0%増に留まった。また、消費財価格は 3.0%、サービス価格は 1.8%の増加となっている。

貿易:

2月の貿易黒字は 237.57 億米ドルと 2006 年 10 月の 238.3 億米ドルに次ぐ史上 2 番目の黒字を記録し、前年同期の 9.7 倍に膨らんだ。黒字急増の原因は、鉄鋼、繊維等の輸出増値税還付率引き下げの噂から前倒し輸出があったことが指摘されている。因みに 2 月の鋼材輸出は 178%と大幅に増加している。なお、2 月の輸出入総金額は前年同期比 32.9%増の 1,404 億米ドル、うち輸出は同 51.7%増の 821 億米ドル、輸入は同 13.1%増の 583.4 億米ドルであった。

対内直接投資:

1-2月の対内直接投資は、新規設立認可の外商投資企業数が前年同期比 11.3%増の 5,716 社、実行額が同 13.0%増の 97.1 億米ドルとなった。うち、日本からの投資は 15.9%増の 7.01 億米ドル、米国が 15.8%増の 4.48 億米ドルとなる一方、EU(15ヶ国)は 61.7%の大幅減少となった。

2. 産業

● エネルギー節約、汚染物質削減方針 引き続き堅持

国家発展改革委員会の馬凱主任は 6 日記者会見で、第 11 次 5ヶ年計画(2006-2010 年/以下、11・5 計画)におけるエネルギー節約、汚染物質削減目標を引き続き堅持することを強調した。11・5 計画では、期間中に 2005 年比、単位 GDP エネルギー消費量 20%、汚染物質排出量 10%削減の目標を設定し、さらに 2006 年の削減目標を前者で 4%、後者で 2%としたが、実績はエネルギーが 1.23%削減、汚染物質が小幅増加と目標未達に終わった。原因は、産業構造調整の進展が遅いこと、省エネ・環境保護型企業への税制優遇措置の欠如等にあるという。2007 年については具体的な数値目標は設けないが、老朽設備の淘汰の加速や価格・税制・貸出等経済手段を通じて、引き続き環境保護を強化する方針。

3. 貿易・投資

● 科学技術開発用品の輸入税免除 暫定規定公布

財政部、税関総署及び国家税務総局は 12 日、「科学技術開発用品の輸入税の免除に関する暫定規定」を公布した。2007 年 2 月 1 日実施。科学研究と技術開発に従事する企業、機関、国家認定を受けた国家工程研究センター、企業技術センターに対し、2010 年 12 月 31 日迄に海外から輸入した国内で生産出来ない、或いは性能が要求水準に達していない科学研究、技術開発関連用品の輸入関税、増値税及び消費税を免除するもの。なお、これに伴い、1997 年 4 月 10 日付税関総署令 61 号「科学研究と教育学習用品の輸入税免除に関する暫定規定」は廃止される。免税対象用品リスト;
http://www.sdpc.gov.cn/gjscopy/cctx/t20070312_120826.htm

4. 金融・為替

● 人民銀行 1,000 億元を超える手形売りオペ実施

人民銀行(中央銀行)は、特定の金融機関に対し、今年初めて手形売りオペを実施した。発行規模は 1,000 億元を超え、利率は 3.07%。春節明けから流動性が再び増加したことから、流動性資金の吸い上げを狙ったもの。売りオペは昨年 5 月以来 5 回目となるが、過去 4 回はいずれも 1 年物。今回は発行期間を長くすることで金融引締め効果の一段の強化を図る。

● 人民元預金・貸出基準金利 0.27%引上げ

人民銀行は 17 日、人民元建預金、貸出の基準金利の引上げを発表した。実施は 18 日。貸出の急増、物価上昇に対応し、景気過熱を防ぐことを目的とする。引き上げ幅は 0.09%~0.27%。

< 人民元建預金・貸出基準金利 調整表 >

項 目	調整前	調整後	引上幅 (当行注)
一、預金			
(一) 普通預金	0.72	0.72	0.00
(二) 定期預金			
三ヶ月	1.80	1.98	0.18
六ヶ月	2.25	2.43	0.18
一 年	2.52	2.79	0.27
二 年	3.06	3.33	0.27
三 年	3.69	3.96	0.27
五 年	4.14	4.41	0.27
二、貸出			
六ヶ月	5.58	5.67	0.09
一年以内	6.12	6.39	0.27
一年超三年まで	6.30	6.57	0.27
三年超五年まで	6.48	6.75	0.27
五年以上	6.84	7.11	0.27

EXPERT VIEW

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング 株式会社
国際事業本部 海外アドバイザー事業部
池上 隆介

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は、2007 年 3 月 16 日に全国人民代表大会(第 10 期第 5 回会議)で採択された、「中華人民共和国物権法」と「中華人民共和国企業所得税法」を取りあげました。

[法律] ○「中華人民共和国物権法」(国家主席令第 62 号、2007 年 3 月 16 日公布、同年 10 月 1 日施行) ●「中華人民共和国企業所得税法」(国家主席令第 63 号、2007 年 3 月 16 日公布、2008 年 1 月 1 日施行)	不動産と動産の所有権、用益権、担保権に関する基本法。用益権の 1 つである建設用地使用権については、工業・商業などの用地は入札・競売などの公開価格競争方式で払い下げること、登記時に使用権が成立すること、期限満了前に公共利益のために収用する場合は地上物の補償をするとともに、土地払い下げ金を返還すること、住宅建設用地の使用期限満了時は自動延長とし、その他の用地については法律の規定にもとづいて処理し、その地上物は約定があればそれに従うこと、などが定められている。 「外商投資企業・外国企業所得税法」と内資企業向けの「企業所得税暫定施行条例」に代わる新しい企業所得税法。詳しくは、下記の解説をご参照。
--	--

●新「企業所得税法」が公布される

3 月 16 日、全国人民代表大会の最終日に「中華人民共和国企業所得税法」が採択され、即日公布、来年 1 月 1 日付で施行されることになった。これまで内資企業と外商投資企業の 2 つの企業所得税法が併存してきたが、それらが一本化され、同時に優遇措置が大幅に削減された。新しい企業所得税法の制定は、優遇によって外資誘致を図ってきた政策の転換を象徴する画期的な出来事といえる。今回は、特に新税法の優遇措置について、整理しておく。

新税法では、基本税率が 25%とされた。これに対し、優遇税率が適用される企業は、「条件に適合する小型薄利企業」(20%)と「国が重点的支援を必要とする高新技術企業」(15%)だけとなった。その他の優遇は、企業自体に対してではなく、特定の所得に対する減免、特定の支出に対する所得控除などの間接的な措置が中心で、期間減免のような直接的な措置はなくなった。(下表をご参照。)

一方、区域別優遇については、経済特区、上海浦東新区、西部大開発地区と少数民族自治州・県に限られた。しかも、経済特区と上海浦東新区では、「新規に設立される、国が重点的支援を必要とする高新技術企業は、過渡的な税の優遇を享受する」とされ、対象企業と期間に制限が設けられた。これらの具体的な方法については、国務院が定めるとされている。

現行の「外商投資企業・外国企業所得税法」の下では、経済特区や上海浦東新区だけでなく、国家級経済技術開発区や保税区、あるいは沿海経済開放区や国家級経済技術開発区のある都市など多くの区域に 15%または 24%の優遇税率が適用され、「生産型企業」という広範囲の企業がその対象とされてきた。また、「生産型企業」に対しては「二免三半減」、さらに「製品輸出企業」や「先進技術企業」に認定された場合には半減期間が延長されるといったように、期間減免も適用される。

これらの優遇が適用されている既存の外商投資企業は、新税法が施行される来年以降、5年の期限で新税法の待遇に移行するという経過措置が設けられている。優遇税率については、5年以内に段階的に新税率に調整され、期間減免については、すでに適用を受けている企業はその期限終了まで、利益が上がらず適用を受けていない企業は来年から2012年までの期限で継続される。これらの具体的な方法も、国務院が定めるとされている。

この経過措置を受けられる企業は、新税法が公布された3月16日までに「すでに認可、設立された企業」と規定されている。したがって、現時点で設立手続中の企業や進出を検討している企業は、現行税法の優遇は受けられないことになる。

新税法の具体的な内容については、今後、国務院が制定する実施細則やその他の関係規則を待たないと分からないが、いずれにしても、現行の税法に比べると優遇措置は少ない。その中で最も多くの企業が享受できるのは、「高技術企業」の優遇と思われるが、その認定基準は今よりも厳しくなると見られる。現在、国務院の関係部門で新しい基準を検討中と伝えられている。

また、従来、多くの地方が独自の財政補助で進出企業に税金を還付するという“脱法”的方法を採ってきたが、新税法では、これを認めているのは少数民族自治州・県だけで、それ以外の地方ではこうした独自の優遇が許されなくなると予想される。

今後、中国へ進出する企業にとって、またすでに進出している企業にとっても、もはや税の優遇を当てにして投資計画を立てることは現実的ではなくなった。税の優遇がなくても採算が取れる事業にすることを検討すべき時代になったと言うべきだろう。

(新税法の主な優遇措置)

1. 優遇税率が適用される企業

条件に適合する小型薄利企業: 20%

国が重点的支援を必要とする高技術企業: 15%

2. 税の減免が可能とされる所得

農・林・牧畜・漁業に従事して得た所得

国が重点的に支援する公共基礎施設プロジェクトの投資経営に従事して得た所得

条件に適合する環境保護、省エネルギー・節水プロジェクトに従事して得た所得

条件に適合する技術移転所得

外国企業の中国国内に源泉のある所得(注)

3. 課税所得からの控除が可能とされる支出

新技術、新製品、新工法の研究開発費用

障害者及び国が雇用を奨励するその他の就業者の雇用で支出した賃金

環境保護、省エネルギー・節水、安全生産等の専用設備への投資額の一定比率

ベンチャー投資企業の国が重点的に支援・奨励を必要とするベンチャー投資額の一定比率

4. 課税所得計算時に減額が可能とされる収入

資源の総合利用により、国の産業政策に適合する製品を生産して取得した収入

(注) 現行の税法に照らすと、配当利益、利子、リース料、使用料を指すと見られる。

以上

CHINA WEEKLY FOREX

人民元の動き

日付	Open	Range	Close	前日比	JPY Close	前日比	HKD Close	前日比	EUR Close	前日比	金利 (1wk)	上海A株 指数	前日比
2007.03.12	7.7456	7.7456~7.7505	7.7476	0.0031	6.5670	0.0321	0.9916	0.0005	10.1967	0.0213	1.4600	3104.68	17.66
2007.03.13	7.7430	7.7425~7.7470	7.7425	0.0051	-	-	0.9909	0.0008	10.1921	0.0046	1.4200	3115.04	10.36
2007.03.14	7.7400	7.7345~7.7410	7.7345	0.0080	6.6609	0.0939	0.9902	0.0007	10.2038	0.0117	1.3600	3053.58	61.46
2007.03.15	7.7405	7.7405~7.7460	7.7430	0.0085	6.6053	0.0556	0.9912	0.0010	10.2216	0.0178	1.5000	3101.24	47.66
2007.03.16	7.7440	7.7330~7.7440	7.7330	0.0100	6.6224	0.0171	0.9904	0.0008	10.3015	0.0799	1.5200	3079.09	22.15

トピックス

[3月12日]

- 上海証券報は、中国政府が外貨準備を管理する新機関を今年中に設立し、その新機関がまず2000億～2500億米ドル相当の人民元建て債券を発行する見通しであると報じた。
- 中銀は「今年は人民元改革を徐々に進め外貨管理を改善する」「流動性管理に預金準備率と公開市場操作を活用する」「人民元の柔軟性を高め、相場の基本的安定を維持する」「市場主導の金利改革を積極的かつ慎重に推進する」「中銀貸し出しの調整によりマネーサプライへの圧力を和らげる」「銀行の貸し出し先指導により、信用の抑制を続ける」「不動産セクターの健全維持に向けた政策を講じる方針である」「短期を中心にクロスボーダーな資本の流れの管理を強化する」「秩序だった資本流出のための投資システムを確立する」「外貨準備の管理を改善する」「フォワードなど人民元のデリバティブ取引を研究する」との方針を示した。
- 人民銀行総裁は「中国の国際収支の不均衡はグローバルな需要の強さによるものである」「人民元上昇で中国の輸出コストは増加している」「中国の貿易収支均衡はすぐには実現できない」「中国の貿易の基本的調整は経済の構造改革次第である」「人民元のレートは中国経済の不均衡を正を促す」「中国株式市場は下落基調にない」「過剰流動性は不動産価格上昇の原因ではない」「中国の外貨準備増大は外貨運用ポートフォリオの調整が必要であることを示唆しており、外貨準備管理にとって大きなショック要因とはならない」「市場のコンセンサスに沿った透明な金融政策が必要である」と述べた。さらに中国商務相は「ドーハラウンドで中国に一段の妥協を求めるのは妥当ではない」「中国は意図的に大幅な貿易黒字を求めておらず、均衡を望む」「海外企業による中国企業の買収は歓迎するが、規制が必要である」「貿易紛争の拡大が中国の輸出業者に圧力を与えている」と述べた。
- 中国紙は、天津・滨海新区の当局者の話として、年内に同国で3番目となる証券取引所を天津に設立する計画であると報じた。

[3月13日]

- 複数の中国紙が報じたところによると、上海証券取引所は調査報告のなかで、株価が市況をより正確に反映できるようにするためとして一日の株価の値幅制限を現在の前日終値比上下10%から20%に拡大する案を提示した。
- 薄熙来 商務相は、同国の巨額の貿易黒字を削減するため、中国政府が輸入を促進し輸出の伸びを抑制する新しい政策を計画していることを明らかにした。

[3月15日]

- 金融時報は、論説の中で、固定資産投資が再び増加するのを防ぎ、金融システムの潜在的リスクを縮小させるため、中銀は流動性の吸収と融資拡大の抑制を目指した一段の引き締め策を講じる必要があるかもしれないと指摘した。

[3月16日]

- 周小川 中銀総裁は、中国のインフレ率は高すぎるとの見解を明らかにした上で、国内のインフレの状況を注意深く見守っているとし、問題に対処するために適切な措置をとるとの姿勢を示した。また「中銀は銀行融資の管理を強化する」と述べた。時期など具体的なことは明らかにしていない。
- 温家宝 首相は全人代閉幕後の記者会見で「資本市場の監督を強化する必要がある」「上場企業の情報開示を改善する必要がある」「為替管理の改善で大きな問題に直面しており、安全が最優先課題である」「外貨準備の管理で経験が不足しているが、外貨準備の多様化は米ドルに影響しない」「投資は行き過ぎており、流動性は過剰である」「中国の貿易黒字は多すぎる」「中国経済は投資に過度に依存しており消費が不十分である」「高成長を持続するための環境は良好である」「国内消費をさらに拡大する政策をとる」と述べた。さらに「4月の訪日が見通しになることを期待している」「今年と来年は台湾海峡の平和維持にとって重要である」と述べた。
- 中銀は、世界の金融市場に関する報告を発表し、国内資本市場に対する海外投資を徐々に拡大する方針を示した。国内金融市場への海外投資に関する規制を緩和し、海外機関による人民元建て債券の発行をさらに認めるとした。また、1兆米ドルを超える外貨準備の構成について、市場の動きに対応する形で大幅に調整することはないと明らかにした。さらに、金の輸出入に関する規制を徐々に緩和するとした。

RMB レビュー&アウトルック

- 前週末終値と同水準の7.7456にてオープンした人民元は、同日の引けに一時2月28日以来の安値となる7.7505まで下落したものの、週末にかけては7.7330まで反発、為替制度変更後の最高値を更新して越過となった。週初より中銀総裁、商務部部長の会見等要人発言が相次ぎ、また前週末開催されていた全人代も週末に閉幕となったが、材料には乏しく、直接人民元相場に影響を与えるものはなかった。一方、先週は2月の経済指標が相次いで発表され、国内景気の強さが再確認される一方、過剰流動性による景気過熱が想起される内容となった。これを受け、週末中央銀行は預金・貸出基準金利の0.09%～0.27%引き上げを発表(3/18施行)、今後更なる景気過熱抑制策が発せられるかに注目したい。また2月の貿易黒字は237.6億ドルと06年10月以来史上2番目に高い水準となっており、貿易不均衡の是正を求める内外からの圧力が今後も高まることが予想される。

(市場業務部「為替グループ」アジア・エマージング通貨チーム)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。